

## 神戸市立御影公会堂条例施行規則の一部改正（案）の概要

### 1. 趣旨

東灘区では、神戸市立御影公会堂を市民に一般開放しており、予約開始時期は一律2か月前となっています。しかし、ホールについて、2か月前ではイベント等の準備作業に支障をきたすとの声があるなど課題があります。そこで、利用者の利便性の向上を図ること等を目的として、必要な改正を行います。また、各種様式において記載事項の見直しを行います。

### 2. 改正案の概要

(1) ホールの予約開始日の変更（「神戸市立御影公会堂条例施行規則」（以下、規則といいます。）第2条第2項関係）

神戸市立御影公会堂の施設またはその附属設備・備品の使用許可の申請の受付は、使用しようとする日（引き続き2日以上使用する場合にあっては、その最初の日とする。）の2か月前の日から使用日の前日までとなっていますが、ホールについては、申請の受付を4か月前の日から使用日の前日まで行うことといたします。

(2) 各種様式の見直し

- ・様式第1号の生年月日の箇所を削除
- ・様式第2号の生年月日の箇所を削除

申請者が記載する内容をより簡潔にするため、生年月日は規則に定める様式から削除します。

### 3. 規則の施行予定

令和5年4月